

整備・提供すべき環境情報の範囲・質等について

(独)国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター

経済協力開発機構環境情報・アウトLOOK作業部会(OECD/WGEIO)議長

森口 祐一

情報の量と質

- 入手可能な情報の量は飛躍的に増大
- 環境情報についても同様の状況
→但し、主に(2次情報の)提供者が増大しただけで、1次情報の整備状況はそれほど変化していないのではないか？
- 入手可能な情報の質は多様化(質の高低という軸は
→インターネットの普及等により、不特定多数に対する情報の提供者、発信者が飛躍的に増大
- 結果的に、溢れる情報の中から本来入手したい情報を入手することがかえって困難な場合が生じる
- 質の向上のための情報の「選択」を誰が行うか？

2つの報告を踏まえて:情報の「選択」

- 生物多様性センターが収集・保存・提供する情報
→主として「自然」を「人間」が観察した情報
観察する対象としての自然の要素をどう「選択」するのか
観察対象の重要性、優先度の判断(例:稀少種)
- 国立国会図書館が収集・保存・提供する情報
→主として「人間」が生み出し、まとめた情報
供給側:従来からの献本制度とインターネット時代への対応
需要側:議会図書館としてのニーズ

生物多様性センターからのご報告を踏まえて

- 自然環境保全基礎調査:
自然環境保全法という根拠法が存在することの利点と制約

(基礎調査の実施)
第四条 国は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。
- 環境分野全般の調査・統計に関する根拠法が問題の種類ごとに分散する中で、相対的には上位の法に明確に規定された例
- 「自然環境の保全」、「生物多様性」、「自然共生社会」といった基本概念の微妙な相違に対応可能か？

欧州におけるLand and Ecosystem Accountingの検討

- 経済基盤、資産としての土地・生態系に関する「勘定」
(環境全般に関する「勘定」については、環境・経済統合勘定として国連統計局等が継続的に検討)
- 地理情報システム(GIS)等により技術的には統合可能
- 国土の保全・管理と自然環境の保全・管理とが行政の権限上は分離されがち

参考:

<http://www.eea.europa.eu/highlights/eea-workshop-leads-to-new-international-declaration>
http://reports.eea.europa.eu/eea_report_2006_11/en

国立国会図書館からのご報告を踏まえて

- インターネット情報選択的蓄積事業(WARP)の事例
インターネット上の多様な質の情報を選り分ける試みと理解
民営の検索エンジンとの差別化
- 均質性を高めるための情報の選択の例
マスメディアによる編集、学術論文
- 紙媒体での単行本や電子出版と、インターネット上での情報発信との質的な差異
- 日本という「国」を代表する対外国の情報発信の担い手は？

環境情報・環境統計の範囲をどうとらえるか

国立国会図書館HP テーマ別調べ案内「環境統計」で紹介されている情報を例として
(http://www.ndl.go.jp/jp/data/theme/theme_honbun_102169.html)

1. 環境全般

『環境統計集』(ぎょうせい 年刊)
『理科年表：環境編』(丸善 2006)
『環境要覧』(地球・人間環境フォーラム 不定期刊)
『環境問題総合データブック 2004年版』(生活情報センター編 不定期刊)
環境統計・調査結果等(環境省HP内)
環境省成果物(調査報告書等)一覧リスト
環境総合データベース
環境統計集
知恵の環(地域環境行政支援情報システム)中の「環境統計」
環境数値データベース(国立環境研究所環境情報センター)
環境GIS

以下、2.地球環境 3.廃棄物 4.大気 5.水・水質 6.化学物質 7. 海外の環境情報に分類
自然環境保全基礎調査は「2.地球環境」の中に位置づけられている。

環境情報のこうした分類の体系、階層については、一元化されていない。